

訪問介護・第一号訪問事業重要事項説明書

＜令和 7年 4月 1日 現在＞

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 蕨指定ホームヘルプステーションの概要

（１）事業所の名称等

事業所名	蕨指定ホームヘルプステーション
所在地	〒335-0005 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内
電話番号	048（434）8822
事業所番号	訪問介護・第一号訪問事業 (埼玉県 1171400516号)
通常の事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、蕨市の区域

（２）事業所の職員体制

職 種	人数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の職員の管理及び業務の運営の総括
サービス提供責任者	1 名	事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護計画等の作成等
ホームヘルパー	9 名	訪問介護サービスの提供
事務職員	1 名	訪問介護事業に伴う事務

（３）サービス提供時間

営 業 日 月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）
営業時間 午前8時30分から午後5時

2 サービスの内容

(1) 基本的サービス（利用者を問わず毎回の訪問において提供するサービス）
健康チェック（安否確認等）や環境整備（換気、ベッド周りの簡単な整頓等）及び相談援助・情報提供などを行います。

(2) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

（排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院等）

(3) 生活援助

家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行ないます。

（調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理等）

3 利用料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【料金表】

身体介護	基本料金	自己負担額			介護保険給付額		
		1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
20分未満	1,698円	170円	340円	510円	1,528円	1,358円	1,188円
20分以上 30分未満	2,542円	255円	509円	763円	2,287円	2,033円	1,779円
30分以上 1時間	4,032円	404円	807円	1,210円	3,628円	3,225円	2,822円
1時間以上 1時間半未満	5,908円	591円	1,182円	1,773円	5,317円	4,726円	4,135円
1時間半以上 (30分増すごとに)	854円	86円	171円	257円	768円	683円	597円

身体介護に引き続き生活援助を算定する場合

(25分増すごとに加算)

基本料金	自己負担額			介護保険給付額		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
677円	68円	136円	204円	609円	541円	473円

生活援助	基本料金	自己負担額			介護保険給付額		
		1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
20分以上 45分未満	1,865 円	187 円	343 円	560 円	1,678 円	1,522 円	1,305 円
45分以上	2,292 円	230 円	459 円	688 円	2,062 円	1,833 円	1,604 円

- ※ 止むを得ない事情で、利用される方の同意を得て、2人でサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。
- ※ 料金表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用される方の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ 端数の処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。

【 加算 】 要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます。
 <サービスの実施による加算>

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）のにサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1,042 円	105 円	209 円	313 円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	2,084 円	209 円	417 円	626 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件のいずれかに適用し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の18.2%			

(2) 第一号訪問事業の利用料

【 料金表 】

総合支援	基本料金	自己負担額			介護保険給付金額		
		1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
訪問型サービスⅠ (週に1回の利用)	12,253円	1,226円	2,451円	3,676円	11,027円	9,802円	8,577円
訪問型サービスⅡ (週に2回の利用)	24,476円	2,448円	4,896円	7,343円	22,028円	19,580円	17,133円
訪問型サービスⅢ (週に3回の利用)	38,835円	3,884円	7,767円	11,651円	34,951円	31,068円	27,184円

【 加算 】 要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます。
 <サービスの実施による加算>

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	2,084 円	209 円	417 円	626 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件のいずれかに適用し、職場環境等要件を満たす場合	1 月につき 全ての利用者負担額の 18.2%			

(3) 交通費

蕨市の区域内に居住の方は無料です。

それ以外の地域の方は、ホームヘルパーが訪問するための交通費の実費が必要です。

なお、自動車又はバイクを使用した場合には、下記の料金をいただきます。

事業の実施地域を越えてから、片道 2 k m 以上 1 0 k m 未満	1 5 0 円／回
事業の実施地域を越えてから、片道 1 0 k m 以上	2 0 0 円／回

(4) キャンセル料（第一号訪問事業を除く）

利用される方の病変、急な入院など、止むを得ない事情がある場合を除き、急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった 場合は、至急連絡ください。

ご利用の24時間前までに連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前までに連絡いただいた場合	当該利用料金の10%
ご利用の12時間前までに連絡がなかった場合	当該利用料金の20%

(5) 利用者負担金の支払いについて

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月15日までに利用者に請求します。利用者負担金は翌月次の方法でお支払いいただきます。

① 銀行口座からの口座振替 ② 現金による支払い

4 秘密保持

訪問介護員は、サービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。この守秘義務は、契約終了後並びにその担当者がその職を離れた後も同様です。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住まいの市町村、親族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

7 その他の重要事項

(1) 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとします。

(2) 衛生管理等について

感染症の予防及びまん延の防止対策として、事業所内の衛生管理、訪問時等における衛生管理を行います。

(3) 虐待の防止について

虐待の発生または再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的を開催します。また職員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

(4) 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時における、非常時の体制で早期に業務再開を図るための事業継続計画を策定します。

(5) 身体拘束等の原則禁止について

身体拘束の適正化として、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体を拘束する場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明と同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由について記録を行います。

(6) ハラスメントの防止について

事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為には、「ハラスメント防止のための指針」（別紙）に基づき、必要な措置を講じます。

8 サービス内容に関する相談、苦情

- (1) 当事業所の訪問介護に関する相談や苦情、虐待防止に関する相談には迅速かつ適切に対応します。

電話 048-434-8822 FAX 048-441-5405

訪問介護サービスのご利用に関するご相談

○サービス提供責任者 横田 佳子

虐待防止に関するご相談窓口

○受付担当者 横田 佳子

○責任者 武智 大輔

身体拘束適正化に関するご相談窓口

○受付担当者 横田 佳子

○責任者 武智 大輔

苦情の受付窓口

○受付担当者 横田 佳子

○責任者 武智 大輔

- (2) 当事業所以外に、市役所の相談、苦情申立窓口等に苦情を伝えることができます。

蕨市役所健康福祉部健康長寿課（介護保険係）

電話 048-433-7835（直通）

048-432-3200（蕨市役所代表）

- (3) 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 苦情対応係

電話 048-824-2568

- (4) 埼玉県社会福祉協議会 運営適正化委員会事務局 相談専用窓口

電話 048-822-1243

- (5) 蕨市社会福祉協議会苦情解決第三者委員

○ 学識経験者 須永 年長 電話 090-7423-2556

○ 民生委員 小畑 正子 電話 048-445-9491

9 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は原則以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為
- ② 年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族等に対する調理、洗濯等直接本人の援助に該当しない業務
- ④ 花木の水やり、草むしりなど日常生活の援助に該当しない業務
- ⑤ 家具の移動や窓のガラス磨き、仏壇掃除など日常的に行われる家事の範囲を超える業務

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

10 当事業所では第三者による評価の実施は行っておりません。

11 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
代表者・役職名	会 長 下村 純久
所在地・電話番号	埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 電話048-443-6051
指定事業種名	居宅介護支援事業 訪問介護事業 訪問看護事業

令和 年 月 日

介護保険法に基づく訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号
社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会
蕨指定ホームヘルパーステーション
サービス提供責任者 横田 佳子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

署名代筆者 住 所

氏 名 印